窓口負担割合が 2割の方の配慮措置が 令和7年9月診療分で終了しました

後期高齡者 医療制度から お知らせ

配慮措置とは、令和4年10月1日から令和7年9月30日までの間、2割負担とな る方について、窓口負担割合の引き上げに伴う**外来の1か月の負担増加額**を **3,000円まで**に抑える制度です。

なお、配慮措置が終了した後は、2割負担の方の1か月の外来の自己負担の上 限額は、高額療養費制度により、**月18,000円**(年間144,000円)までとなります。



≪配慮措置の終了について≫

厚生労働省 制度改正に係るコールセンター

TEL 0120-117-571(フリーダイヤル)

受付時間 午前9時~午後6時(日曜日、祝日、年末年始は除く) コールセンター設置期間 令和8年3月31日(火)まで

≪高額療養費について≫ 北海道後期高齢者医療広域連合 または、町民課 国保医療係 TEL 01564-7-7726

≪発行元≫ 北海道後期高齢者医療広域連合 TEL 011-290-5601

